

## 水都大阪ビジョンの改定支援業務 仕様書

### 1. 業務名

水都大阪ビジョンの改定支援業務

### 2. 業務目的

水都大阪コンソーシアム（以下「当団体」という。※1）では、2017年に設立し「水と光のまちづくり推進会議」により示された「水と光のまちづくり推進に関する基本方針」に基づき、「水と光の首都大阪」の実現に向けた事業を実施し、大阪の都市魅力の向上に寄与する取組みを進めています。

現行のビジョンである「水都大阪ビジョン（2020年11月）」（以下、「現行ビジョン」という。※2）は、期間が令和7年度末で改定時期を迎えることから、令和6年度から令和7年度にかけては、次期ビジョン（計画期間：令和8年度から令和12年度）の策定に関する議論が本格化しているところです。

次期ビジョンは、現行ビジョン策定期間からの「水都大阪の再生」の取り組みや新型コロナウイルス感染症をはじめとした社会情勢等の環境変化や新たなニーズに対応し、大阪・関西万博の開催効果を活かした新たな水都大阪の都市魅力の方向性を示す必要があります。

そのため、改定するビジョンに係る基本方針や課題設定、水都大阪の取り組む方向性について整理・検討を行う支援業務を委託します。

※1 構成団体＝大阪府、大阪市、大阪商工会議所、関西経済連合会、関西経済同友会、大阪観光局、大阪シティクルーズ推進協議会。また、コンソーシアムに関する詳細は、以下のホームページを参照してください。

<https://www.suito-osaka.jp/index.php>

[https://www.suito-osaka.jp/about\\_suito/company.html](https://www.suito-osaka.jp/about_suito/company.html)

※2 水都大阪ビジョン（2020年11月）

[https://www.suito-osaka.jp/wp-](https://www.suito-osaka.jp/wp-content/themes/swell_child/data/business/vision_20201127.pdf)

[content/themes/swell\\_child/data/business/vision\\_20201127.pdf](https://www.suito-osaka.jp/wp-content/themes/swell_child/data/business/vision_20201127.pdf)

### 3. 契約期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金曜日）まで

※本契約に係る令和7年度大阪府および大阪市一般会計予算が成立しない場合は、この入札に基づく契約は締結しない場合がある。

### 4. 委託上限額

3,200,000円（消費税及び地方消費税を含む） ※本事業を実施するすべての経費を含む。

### 5. 委託業務内容及び提案を求める事項

本事業で実施する業務は、次の（１）①から③とする。なお、業務の実施にあたっては、下記に留意して、当団体と十分に協議・調整を行い実施すること。

また、企画提案を求める内容については、次の（２）とする。

#### （１）委託業務内容

委託業務の内容については、①「水都大阪改定版案（本編）」等の資料を作成・修正することとする。

また、その資料の作成にあたっては、②の会議を大阪市内（住之江区・中央区周辺）での開催場所の確保・調整・設営、会議資料等の作成・当日物品等の準備、会議録の作成を行い、当団体と会議の運営を行うこととする。

なお、委員の選定や委員報酬の支払いについては当団体で行う。

##### ① 水都大阪ビジョン改定版素案（本編）等資料の作成

- ・（仮称）水都大阪ビジョン改定検討会の開催にあたっては、水都大阪ビジョン改定版素案（本編）及び水都大阪ビジョン改定版素案アクションプラン（本編）を作成・修正すること。
- ・第3回（仮称）水都大阪ビジョン改定検討会終了後、水都大阪ビジョン改定案（本編）及び水都大阪ビジョン改定案アクションプラン（本編）及び概要版を現行ビジョン等をもとに作成すること。
- ・資料の作成にあたっては、当団体と十分協議すること。

##### ② （仮称）水都大阪ビジョン改定検討会

###### ア）趣旨

令和6年度、水都大阪のこれまでの歴史や中長期展望を共有する現行ビジョンの改定に向け、学識経験者や行政関係者、舟運事業者等から水都大阪の取り組みの成果や課題になどについて振り返りの意見を収集した。

令和7年度は、3名から5名（予定）の学識経験者等から構成する（仮称）水都大阪ビジョン改定検討会を設置し、本業務で作成する「水都大阪ビジョン（改定版素案）」をもとに意見交換や専門的な知見による検討を行う。

また、必要な場合は、水辺関係事業者への調査を行う。これらを経て、「水都大阪ビジョン（改定版素案）」及び「水都大阪ビジョン（改定版素案）アクションプラン」のブラッシュアップを行う。

なお、同検討会で作成した資料は、当団体の総会などで使用する。

###### イ）日程

後日、当団体が指定する日程（平日9時～17時のうちの2時間程度）で3回程度開催する。3回の開催時期と想定する主なテーマは概ね以下のとおりとする。

第1回：5月頃（主なテーマ：水都大阪を取り巻く状況、水都大阪の将来像など）

第2回：7月から8月頃（主なテーマ：「水都大阪ビジョン（改定版素案）」及び「水都大阪ビジョン（改定版素案）アクションプラン」の意見交換など）

第3回：9月頃（主なテーマ：これまでの検討会を振り返り「水都大阪ビジョン（改定版案）」及び「水都大阪ビジョン（改定版案）アクションプラン」のとりまとめに向けた意見交換など）

#### ウ) 対象業務

##### a) 会議開催に向けた対応

- ・会場予約事務（備品のレンタル含む）

※当団体と各委員との日程を本業務受託者が事前に調整。

※レイアウトや当日運営方法の検討（オンライン対応含む）

※オンライン対応に支障のない会場を選定すること。

※会場使用料や会場備品のレンタル料は、本業務受託者により支払う。

※会場が当団体による手配の会議室となる場合は、事業者による会場予約事務等の対応は不要。

- ・会議当日配布資料の作成

※式次第や座席表、委員名簿、進行要領等の作成

※会議資料「水都大阪ビジョン（改定版素案）」及び「水都大阪ビジョン（改定版素案）アクションプラン」等については現行ビジョンをもとに作成すること

##### b) 会議当日の対応

- ・会場設営、出席者の受付、会議資料の配付、その他必要資材（筆記用具や席札、飲料等）の準備、オンライン設営、会議終了後の撤収作業

※会議の進行は、受託者が当団体事務局と共に行う。

##### c) 会議開催後の対応

- ・会議録（当日の速記、議事要旨）の作成

- ・会議を受けて、「水都大阪ビジョン（改定版素案）」等の修正

※第3回（仮称）水都大阪ビジョン改定検討会を受けて、水都大阪ビジョン（改定版案）（本編）及び水都大阪ビジョン（改定版案）アクションプラン（本編）及び同概要版を作成する。なお、作成にあたっては現行ビジョンの様式等をもとにすること。

##### d) 会議当日に必要な体制

- ・会場責任者：会場設営全般を統括する者1名

※必要に応じて、会場責任者の指示のもと会場設営等に従事する者、また、オンライン会議の運営・配信にかかる調整を行う者1名以上を配置

e) オンライン対応について

- ・会議出席者全体が映るよう、WEBカメラ等を固定し当団体構成員へ配信する運用を想定。
- ・各回ごとに、委員のうち数名程度のオンライン参加を予定。資料の共有や、音声のやり取りが円滑にできるよう運営すること。

f) その他

- ・上記以外に（仮称）水都大阪ビジョン改定検討会に必要な業務については、当団体と協議の上、受託者が行うものとする。

③業務実施体制の策定

- ・上記①から②について、業務委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、着手前に当団体と協議すること。

(2) 提案を求める内容

①今後の水都大阪のあり方や方向性の考え方

- ・水都大阪の取り組み実績や現状を踏まえて課題等を十分に理解し、今後の方向性の導き方を独自の知見やノウハウを活かして具体的に提案すること
- ・上記の提案にあたっては、提案事業者の強み（類似の調査分析業務の実績、水辺事業者とのネットワーク等）があれば記載すること。

②（仮称）水都大阪ビジョン検討会へ効果的な意見反映の方法や同検討会の効率的な運営方法

- ・3名から5名の委員（予定）で構成する同検討会の進め方やその手法について、独自のノウハウや知見を活かして具体的に提案すること

③業務実施体制の策定

- ・事業の実施体制を提案すること。なお、事業全体を総括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職、業務実績等）すること。未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。
- ・事業全体のスケジュール及び（1）の①から③の業務ごとのスケジュールについて、表形式で提案すること。

※本契約に係る令和7年度大阪府および大阪市一般会計予算が成立しない場合は、この入札に基づく契約は締結しない場合がある。

6. 事業全体にかかる留意点

- ・受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、当団体の指示に従うこと。

- ・受託者は、業務の具体的な内容については、当団体と協議の上で決定すること。
- ・受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、当団体へ報告すること。
- ・受託者は、事業開始時までに業務実施計画書を当団体に提出すること。
- ・事業実施状況については、当団体に随時報告すること。

## 7. 成果物の提出

受託者が当団体へ提出する成果物は以下のとおりとする。

### (1) 中間報告

受託者は、令和7年9月30日（火曜日）を目途に、それまでに実施した調査・検討結果の概要をもとに水都大阪ビジョン改定案（本編）及び概要版・水都大阪ビジョン改定案アクションプラン（本編）及び概要版にとりまとめて当団体に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、成果物は、印刷物の外、電子データでも提出すること。

### (2) 最終報告

受託者は、事業終了後、事業完了報告書並びに成果物として、水都大阪ビジョン改定案（本編）及び水都大阪ビジョン改定案アクションプラン（本編）及び概要版（業務（1）②参照）とともに、本事業で実施した会議議事録等（印刷物・データ等）一式を、契約期間内までに当団体に提出すること。（詳細は、別途受託者に指示する。）なお、成果物は、印刷物の外、PDF ファイル形式の電子データでも提出すること。なお、当該電子データは、今後当団体において、ホームページ等で自由に利用することができるものとする。

## 8. 著作権等の取り扱い

- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は当団体が保有する。
- ・成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ・納入される成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

## 9. 再委託について

採択された委託事業の一部（調査等）について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託先、業務範囲、必要性、金額、履行体制に関する事項を記載した計画書を提出し、当団体の承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ア 業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

## 10. その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、当団体と協議

の上、業務を遂行すること。